再処理施設、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設 第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の軽油貯蔵タンクの 基数変更に伴う基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について

令和2年2月21日



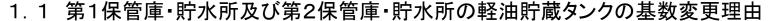
目次



1. 概要

- 1. 1 第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の軽油貯蔵タンクの基数変更理由
- 1.2 第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の軽油貯蔵タンクの設置位置
- 1.3 第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の軽油貯蔵タンクの構造
- 2. 第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の軽油貯蔵タンクの基数変更による影響検討
 - 2.1 解析対象施設の選定フロー
 - 2.2 解析対象断面との関係
- 3. まとめ

1. 概要

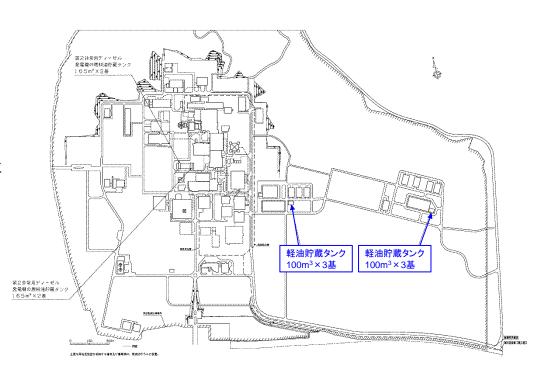




〇必要性

現在、施設側の審査において、第40条(工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備)の説明をしている。第335回審査会合(令和2年2月7日)において、重大事故発生時の放水について、可能な限り簡潔かつ迅速に作業が可能であること、また事象進展に応じて放水の水量や可搬型放水砲の設置位置を移動させるなどの柔軟性をもった系統構成が大事と考え、大型移送ポンプを増やすなど系統構成を変更する方針を示した。

一方、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の軽油貯蔵タンクは、可搬型重大事故等対処設備の燃料を貯蔵するためのものであるが、上記方針を踏まえ、大型移送ポンプの台数増加に応じて燃料の貯蔵量を増加する必要性が生じた。



軽油貯蔵タンク位置図

〇変更内容

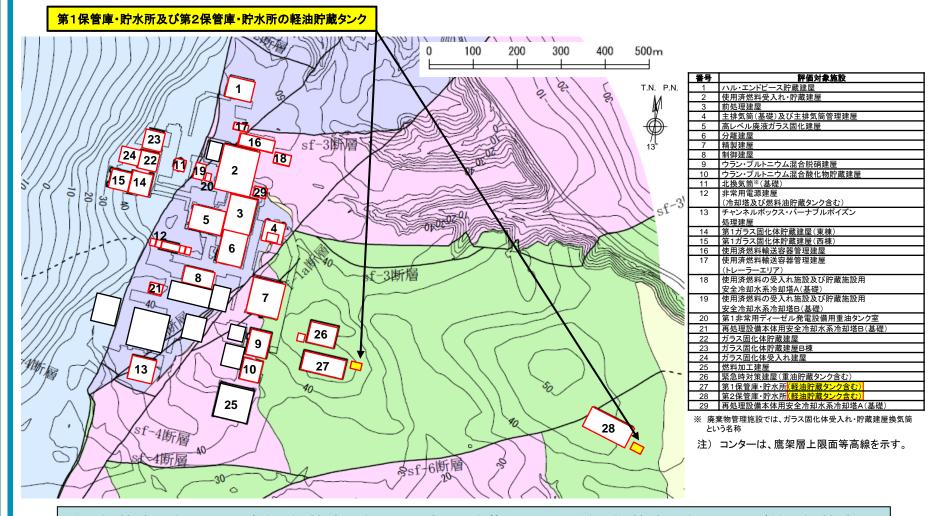
軽油貯蔵タンクを4基(第1保管庫・貯水所用2基[100m³×2]及び第2保管庫・貯水所用2基[100m³×2])から6基(第1保管庫・貯水所用3基[100m³×3]及び第2保管庫・貯水所用3基[100m³×3])へ変更する。

1. 概要

1.2 第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の軽油貯蔵タンクの設置位置

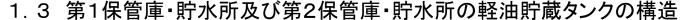
H30.10.31 資料1-5 p40 加除修正





第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の軽油貯蔵タンクは、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・ 貯水所(上図番号27及び28)の東側に隣接して、鷹架層中部層軽石混り砂岩層に設置される。

1. 概要





再処理施設及びMOX燃料加工施設の常設重大事故等対処施設に分類している第1保管庫・貯水所及び 第2保管庫・貯水所の軽油貯蔵タンクについて、基数変更の概要を下表に示す。

	原案(タンク2基)	変更案(タンク3基)
鉛直断面図 [※] (EW方向)	18.0 ▼EL+55.1 ▼EL+47.45 MMR ▼EL+42.00 店架層	28.0 ▼EL+55.1 ▼EL+47.45 MMR ▼EL+42.00
規 模	18. 0m×19. 0m	28. 0m×19. 0m
総重量	約57, 800kN (保管庫・貯水所の4. 4%)	約90, 300kN (保管庫・貯水所の6. 9%)

※軽油貯蔵タンク(第1保管庫・貯水所用)の鉛直断面図、軽油貯蔵タンク(第2保管庫・貯水所用)もほぼ同じ

参考:第1保管庫・貯水所および第2保管庫・貯水所の仕様 規 模:52.0m×113.0m、総重量:約1,300,000kN

軽油貯蔵タンクは規模及び総重量とも約1.5倍の増加であるが、隣接する第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所と比して十分小さい構造となっている。

H30.10.31 資料1-5 p39 加除修正



2.1 解析対象施設の選定フロー

A. 評価対象施設

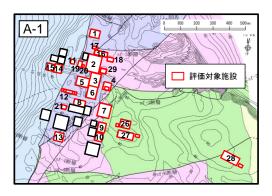
施設のうち、耐震重要施設等及び常設重大事故等対処施設を評価対象施設とする。

B. 施設の代表性検討

施設の規模・接地圧を勘案し、小規模施設及び 洞道について、近接する評価対象施設の評価に代 表させる。評価対象施設から小規模施設及び洞道 を除いた施設を、解析対象施設とする。

C. 解析対象断面の選定

解析対象施設に直交する2断面を基本とし、近接 建屋の影響を考慮するため、複数の建屋が含まれ る断面を解析対象断面として選定する。なお、規 模・接地圧が小さく、隣接する解析対象施設がない 施設については、簡便法(すべり面法)を用いて、 対象断面の絞込みを行う。

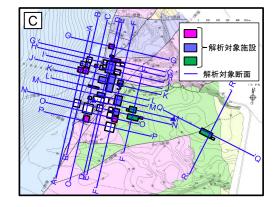








第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の軽油貯蔵タンクは、 基数変更した場合でも小規模施設に分類されることから、近接す る評価対象施設の評価に代表させる。

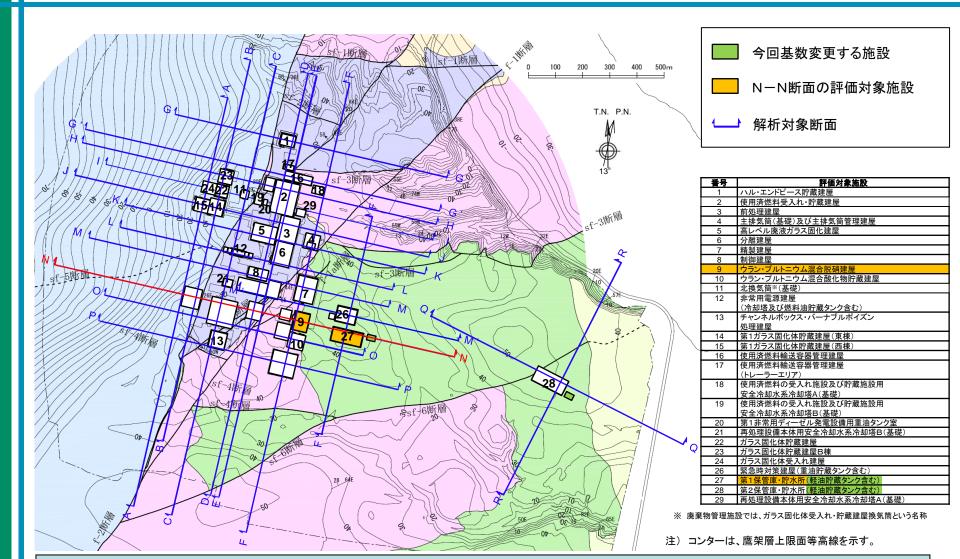


2. 第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の軽油貯蔵タンクの基数変更による影響検討

2.2 解析対象断面との関係

H30.10.31 資料1-5 p46 加除修正



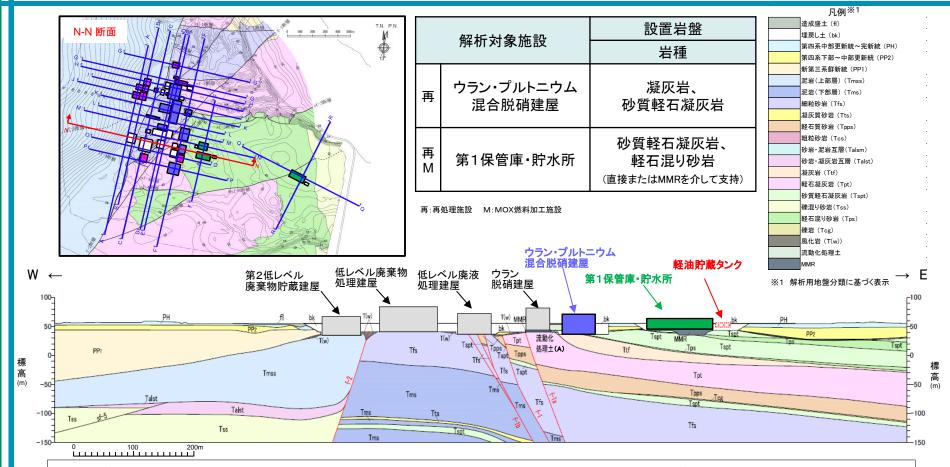


第1保管庫・貯水所の軽油貯蔵タンク(番号27)はN-N断面に位置している。また、第2保管庫・貯水所の軽油 貯蔵タンク(番号28)はQ-Q断面近傍に位置している。

3. まとめ

H30.10.31 資料1-5 p69 加除修正





軽油貯蔵タンクは、第1保管庫・貯水所の東側に位置し、埋戻し土(bk)中に埋設される。また、軽油貯蔵タンクは砂質軽石凝灰岩にMMRを介して支持されている。軽油貯蔵タンクは、総重量が隣接する第1保管庫・貯水所と比して十分に小さいこと、地中構造物であり土の重量とほぼ同等であること、及び建屋など地上にある構造物と異なり振動特性が地盤に支配されることから、地盤扱いとしている。なお、緊急時対策建屋の重油貯蔵タンク及び第2保管庫・貯水所の軽油貯蔵タンクについても同様に地盤扱いとしている。



第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の軽油貯蔵タンクは基数変更した場合でも、これまでの評価結果に影響はない。